

26番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
1. 記録的な猛暑から高齢者の命をまもるためにエアコン設置補助を 【質問趣旨】 高齢者は、暑さや水分不足に対する感覚機能や体温の調節機能が低下しやすく、近年の猛暑によって命の危険につながる熱中症が多発している。適切な空調管理が必須であるため、高齢者にとってのエアコンは「命を守る道具」と言われている。しかし、熱中症による救急搬送の状況を見ると、住居での発生の中でエアコン未使用や未設置が多くを占めているのが実情である。本市の高齢者がエアコンがないために命を落とすことのないよう、適切な補助によるエアコン設置が進むことを求めて質問する。	(1) 熱中症と高齢者の状況への認識	① 消防庁による「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査(5月～9月)」では、2015年の救急搬送者は55,852人であったが、2024年は97,578人で約1.75倍と大幅増加となった。また、本調査の今年6月の確定値は、同月比で調査開始以来最も多い搬送人員となったが、年齢区分では約6割が高齢者、発生場所は住居が最も多く約4割であった。瀬戸市の今年5月から7月の熱中症による救急搬送者数、その中で65歳以上の高齢者数及び割合、発生場所が住居の人数及び割合を伺う。 ② 東京都監察医務院の調べによると、東京23区で今年6月から7月までに熱中症の疑いで56人が亡くなったことが分かったが、95%が60代以上、96%が屋内で亡くなっており、このうちエアコン未設置又は不使用が80%となっていた。消防庁は、今年の「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」に、発生場所が「住居」の場合のエアコンの設置・使用の有無を加え、各自治体に調査依頼の文書を送っている。瀬戸市の今年5月から7月の住居で発生した場合のエアコンの設置・使用状況を伺う。 ③ 医師などの専門家は「命を守る道具」として、日中だけでなく就寝中も適宜エアコンを使用するよう呼びかけており、重症化を防ぐためには高齢であればあるほどエアコンの使用が重要との見解を示している。毎年最高気温を更新している気象状況において、本市の高齢者を熱中症から守るために、住居へのエアコン設置及び使用の推進・啓発が、現在市としての重要な課題となっていると考えるが認識を伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。

2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。

3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(2) 生活保護世帯のエアコン購入への補助制度及び瀬戸市の実態について	① 2018年4月1日以降、生活保護世帯で一定の条件を満たす場合、エアコン購入費・上限5万円(現在7万3000円)の支給が認められるようになった。エアコン購入が認められる条件について伺う。 ② 瀬戸市で2018年以降に保護を開始した世帯数、補助制度によってエアコンを設置した世帯数、また生活福祉資金貸付制度を活用してエアコンを設置した世帯数を伺う。 ③ 猛暑による熱中症で命を落とす危険性が年々高まる中、本市の生活保護世帯のエアコンの設置状況、日常的に使っているか、壊れていないかなどを把握する必要があると考えるが見解を伺う。 ④ 本市の生活保護世帯でエアコン未設置の状況及びその理由を伺う。
	(3) 生活保護世帯を含む低所得の高齢者世帯の熱中症対策について	① 本市の高齢者の命を守るため、上記の生活保護世帯と併せて、現在使用できるエアコンがない非課税の高齢者世帯へエアコン購入・設置補助を行うべきと考えるが見解を伺う。 ② 加齢により体温調節機能が低下し、熱中症になりやすい高齢者が、エアコン未設置によって命を落とすことのないよう、その対策のために今こそ市長のイニシアティブが不可欠と考えるが、市長の認識を伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
2. 子どもが安心して相談できる「子どもの権利相談室(仮称)」の設置を 【質問趣旨】 「子どもには権利(人権)がある」このことに異を唱える人はいない考える。しかし、「どんな権利?」「誰が守るの?」と問われた時、果たして私たちおとなはこれらに即答できるだろうか。本市は2022年に「瀬戸市子どもの権利条例」を制定したが、今一度この条例の意義を再確認し、子どもの権利を守る意識を社会の中に醸成する必要がある。本市は条例に基づいて「子どもの権利擁護委員」を設置した。しかし、子どもの権利擁護委員の機能が十分に発揮され、その目的を果たす観点からみると、そのための仕組みは不十分と言わざる	(1)子どもの権利の考え方 (2)本市の子どもの権利擁護機関について	① 日本が1994年に批准した「子どもの権利条約」では、「子どもは生まれながらにして、大人と同じように人権(権利)をもっており、権利の主体である。しかし子どもの権利は、義務と引き換えに与えられるものではない。「権利の保有者」は子どもであり、それを守る「義務の担い手」は国(大人)である。」とされている。子どもの権利条約は、子どもの権利を守るのはおとなの義務であると言っているが、このことについてどう認識するか伺う。 ② 今年度スタートした第2次瀬戸市子ども総合計画は、4つある基本目標のトップに「子どもの権利を守る」を掲げている。なぜ目標のトップに掲げているのか伺う。 ③ 2022年10月に制定された「瀬戸市子どもの権利条例」の推進に関わって、条例制定時から活動している「子ども・若者会議」は条例の周知をはじめ様々な活動などに積極的に取り組んでいる。「子ども・若者会議」の活動を含め、条例の周知や推進の状況はどうか伺う。 ① 本市は瀬戸市子どもの権利条例に基づき「子どもの権利擁護委員」を設置している。一般的に「子どもの権利擁護機関」と言われているが、本市の子どもの権利擁護機関の職務は何か伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。

2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。

3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
を得ない。子どもの権利条例を制定し、「子どもの権利を守る」ことを子ども総合計画のトップに掲げた責任において本市がやるべきことは何かを明らかにしたい。	(3)「子どもの権利相談室(仮称)」の設置を	② 子どもの権利擁護機関が相談・救済機関であるためには、子どもの権利擁護委員を補助する調査・相談スタッフが対応する「窓口」が必要と考えるが、本市の相談受付及びその後の対応はどのような運用となっているか伺う。 ③ 子どもの権利擁護機関(擁護委員及び調査・相談スタッフ)が機能するためには、直接相談内容に関わることなく擁護機関を支える事務局体制が必要と考えるが、本市の状況について伺う。 ④ 本市には今年度から公所となった「こども若者家庭センター」や「子育て総合支援センター」など複数の相談機関がある。これらの相談機関と子どもの権利擁護機関との違いは何か伺う。 ① 子どもの権利条例に基づき、市が子どもの権利擁護機関から勧告又は要請を受ける対象になる可能性は否定できない。子どもを救済する上で、子どもの声を聞き、子どもと共に問題を整理し、子ども自ら解決に向かうための援助をする子どもの権利擁護機関(擁護委員及び調査・相談スタッフ)は行政や学校から独立している必要があると考えるが見解を伺う。 ② 本市において、「子どもの権利相談室(仮称)」を置き、職員による事務局、職員人事から独立した調査・相談員、複数の擁護委員の体制で、相談や個別救済を行い、同時にその相談室が、「子ども・若者会議」など子どもの権利条例の普及啓発にまつわる様々な活動を行うことは可能であると考えが見解を伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		③ 全国的に子どもの自殺が増加傾向にある。今年6月、自殺対策基本法が改正され、その基本理念の一つに子どもの自殺対策にかかる項目が追加され、その中に子どもの「権利利益の擁護が図られ・・・」との文言がある。子どもが安心して悩みを打ち明け、相談できるよう、子どもの権利条例を制定した責任、また「子どもの権利を守る」ことを子ども総合計画のトップに掲げた責任において、直ちに「相談室」の準備を始める必要があると考えるが、市長の見解を伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。